

森林環境譲与税に関する 広報活動の展開

1 広報活動の必要性

森林環境譲与税は、令和元年度から、全国の市区町村で、間伐等の森林整備、人材育成・担い手の確保、木材利用・普及啓発などの取組に活用されています。令和6年度からは、森林環境譲与税の財源となる森林環境税の課税が始まります。納税者の皆様に新たな税の負担をご理解いただくためには、これまでの森林環境譲与税による取組の成果・効果を分かりやすく伝えていくこと（広報活動）が極めて重要となっています。

本稿では、林野庁と自治体による森林環境譲与税の広報活動をご紹介します。

2 林野庁による広報活動

林野庁では、森林環境譲与税を活用した各地の特徴的な取組を収集して、情報発信しています。

毎年度、自治体による森林環境譲与税の事例集を作成・公表しており、令和3年度の事例集では、市町村による93事例、都道府県による102事例を紹介しました。また、令和4年度には、本誌（情報誌「林野」）で、12回にわたり各地における取組事例を紹介しました。その他、林野庁SNSによる情報発信を随時行っています。



令和4年12月には、森林環境譲与税の成果を国民の皆様に分かりやすくお伝えするため、パンフレット「森林を活かすしくみ」～森林環境譲与税を活用した森林の整備～」(A3判二つ折り)を作成しました。

同パンフレットでは、森林環境譲与税等の仕組みとともに、7つの自治体による取組事例も紹介しています。同パンフレットは、約4万部印刷して、都道府県を通じて全国の市区町村に提供するとともに、同じ内容のパネル(A1判4枚組)も併せて作成し、それぞれ印刷可能なファイルを林野庁ウェブサイトに掲載しました。

林野庁では、関連する森林・林業関係行事で、パンフレットとパネルを活用した広報活動を展開しており、自治体でも、関連行事で活用されています。

3 自治体における広報活動の事例

林野庁では、令和5年4月に、自治体における広報活動の参考としていただくために、市区町村の取組を中心とする「森林環境譲与税に関する広報」自治体における取組事例」を作成しました。

本事例集では、①使途公表HPの工夫、②広報誌の活用、③独自の広報資材の作成、④事業箇所等への表



森林環境譲与税パンフレット

森林を活かすしくみ～“森林環境譲与税”を活用した森林の整備～

林野庁 HP https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/attach/pdf/kankyousei_jouyozei-1.pdf



示、⑤事業のプレスリリースの分野別に、市区町村の49事例と都道府県の3事例を紹介しています。特に、①については、インターネット検索の普及を踏まえて、使途公表HPの情報を充実させる事例、②については、全世帯に配布される広報誌に、地元関係者のインタビューなどを含む記事を掲載する事例、④については、施策を実施した箇所や成果物に財源を表示・記載する事例が見られます。

例えば、三重県津市は、「広報津」2021年12月1日号に「森を守る税はどんなことに使われているの？」を掲載しました。市のPRキャラクターによる対話の形式で、森林環境税・森林環境譲与税の創設の背景や仕組みなどを分かりやすく解説しています。

また、東京都豊島区では、連携自治体である長野県箕輪町において、森林環境譲与税を活用して整備を行っている森林「としまの森・みのわ」の紹介動画を作成しています。

4 今後の展開

今年度は、来年度からの課税開始に向けて、これまでに作成したパンフレットとパネルを一層活用するとともに、総務省が作成する予定の森林環境税の広報ツール（ポスター等）も活用しながら、広報活動の一層の強化に取り組んでまいります。

引き続き、自治体と協力しながら、森林環境譲与税による成果を積極的に広報してまいりますので、皆様方にも、お力添えを頂けるよう、よろしくお願致します。

三重県津市



SHIRO MOCHI & MISUGINA

シロモチくんとおみずぎんが語る津市政 vol.37

森を守る税はどんなことに使われるの？ ～森林環境税で豊かな森を守り育てよう～

令和2年度から森を守るための新しい税が1人1,000円の負担のこになりましました。この税はどのように使われるのでしょうか。シロモチくんが島の林務みずぎんに尋ねました。

1人年額1,000円を徴収

ふえぬえ、みずぎん。森林に関する新しい税金がはじまるって聞いたんだけど？

そうなんだ。森林環境税って1人の税金ができて、令和2年度から課税・徴収されるんだ。森林には雨水を蓄えるガムの役割や、土砂崩れを防いでいるいろいろな機能があって、その恩恵をみんなが受けているんだ。手、手入れができなくて困っている森林が全国にたくさんあって、そんな森林をみんなで支える仕組みなんだ。

その森林環境税はどのように徴収されるの？

△令和2年度から1人年額1,000円を上限として、市町村が徴収することになっているんだ。

△徴収の幅っていろいろだけど、市町村にはどうやって配分されるの？

△国に一定額を分け、森林環境譲与税として関係する市町村に分配、それを支える事業の進捗に1割の割合で追加されるんだ。

△森林環境譲与税はいつ頃に使うの？

△津市は自分で森林の手入れができている人に代わって、関係する整備をする森林環境管理制度を使うんだ。

森を育てる

△森林の経営ってどういうこと？

△森林の経営ってというのは、山に苗木を植え、下

SHIRO MOCHI & MISUGINA

シロモチくんとおみずぎんが語る津市政 vol.37

問い合わせ 林業振興課 0262-7025 0264-1000

刈りや枝打ち、間伐をしながら育てる木を伐採し販売する。そして再び山に苗木を植えるという循環していく仕組みのことなんだ。

それが林業をすることだね。

△そうなるって林業が得意な人も増えるよ。

△だから令和2年度から始まった森林環境管理制度で、森林の経営管理を適切に委託することができるようになったんだ。

現場で立ち会いし境界を決定

△例えば、自分の山がどこにあるかわからない人がいるって聞いたことあるよ。

△「おじいちゃんの家までは隣の森林との境界もはっきり分かってはいたんだけど、自分たちは別の山が自分の山なのか分からなかったりして、境界を聞くことが多くなったよ。

△森林の境界はどうやって決めるの？

△隣の人と現場で立ち会いして、お互いに納得した上で境界を決めるんだ。でも、山の境界になると自分で把握していない人が多いから、山に詳しい人に立ち会いをお願いすることもあるよ。

△決めた境界は分かりやすく残すこともあるよ。

△立ち会いによって決めた境界に杭を打って誰が見ても分かるようにするんだ。また、測量した図面（1対1000）に写せるんだ。

森林整備を始めます

△でも森林環境税は令和6年度から課税されるのだから、どうしようって思っているの？

△国費でできない森林は津市から「森林環境管理事業」として管理していくことになるよ。また、所有者が別の森林についても、津市が経営や管理をすることができるようだよ。

森林整備を始めます

△でも森林環境税は令和6年度から課税されるのだから、どうしようって思っているの？

△国費でできない森林は津市から「森林環境管理事業」として管理していくことになるよ。また、所有者が別の森林についても、津市が経営や管理をすることができるようだよ。

△自分の山がどこからどこまで分かったら、今度は自分で山の手入れをするかどうかを決めるんだ。

△津市は森林を所有している人に調査票を送って、津市に経営管理を委託するのかわ自分で管理するのかわ確認するんだ。

△その意向を受けて津市はどうするの？

△森林の経営状況や境界を把握してどんな森林

東京都豊島区



森林環境譲与税に関する広報—自治体における取組事例—

林野庁 HP <https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouhoutorikumijirei-1.pdf>

